

1. チェック欄

目次には、各問題のチェック欄が設けられています。チェック欄は、解答後のフィードバックにご使用ください。

(例) 解答した日付を記入し、解き直し時期の目安として使用する

正解できた問題は○、一箇所でも間違えれば△、全部間違えれば×を記入するなど

2. 問題集に掲載されている問題

理論問題集は、「個別問題編」「応用問題編」で構成されています。

(1) 個別問題

規定の内容を確認する問題です。その規定の内容を正しく把握しているかを確認する問題が集約されています。特に、その規定の適用を受けるための「要件」、「立場」、「結論」を中心に問うています。

本試験においては、具体的な取引事例から各法人において適用される規定を判断する必要があります。その判断をするために、上述の3要素が必要となります。

(2) 応用問題

規定の「横のつながり」や「解釈」を問う問題です。主に実力養成問題となりますので、問題に対する規定の当てはめの仕方など、繰り返し演習することで身に付けることが可能となります。

また、税理士試験問題は、それを体感することで項目の学習の到達点を確認することができます。今後の学習に役立てていただければと思います。

3. ランク

各問題には、A B Cのランク付けがしてあります。

Aランク問題……Aランク問題は、主に基本問題です。学習項目の基本的な要件や結論の確認をする問題になっています。

Bランク問題……Bランク問題は、主に実力養成問題です。本試験合格のために確実にマスターしてほしい問題になっています。

Cランク問題……Cランク問題は、主に応用問題です。本試験では、様々な形式での出題の可能性があります、非常に難易度の高い項目も出題されています。

4. 標準時間

問題には解答標準時間はありません。これは、理論問題集が理解及び暗記を促し、与えられた事例から適用が想定される規定の複数列挙及び結論を導き出すことが可能となることを第一義的な目的としていることから、解答に要した時間よりも内容確認を優先しているためです。

5. 宿題

授業中に解けなかった問題は宿題となります。宿題となった問題は、次の授業の前までに必ず消化するようにしましょう。

6. 事業年度

対象法人の事業年度は、毎年〔4月1日から3月31日まで〕であり、問題上特に指示がない限り、当期は〔令和8年4月1日から令和9年3月31日まで〕として解答して下さい。

7. 対象法人

問題上特に指示がない限りは、内国法人である普通法人の株式会社であり、継続して青色申告書を提出しているものとして解答して下さい。

8. 解答に当たって

必要に応じて解答用紙が付されている問題は、その解答用紙をA4サイズに拡大コピーしてご利用下さい。

凡 例

本書において使用する次の用語は、それぞれ次に掲げる法令を示すものである。

1. 法人税法関係

- 「法」……法人税法
- 「令」……法人税法施行令
- 「規」……法人税法施行規則
- 「基通」……法人税基本通達
- 「個通」……法人税個別通達

2. 租税特別措置法関係

- 「措法」……租税特別措置法
- 「措令」……租税特別措置法施行令
- 「措規」……租税特別措置法施行規則
- 「措通」……租税特別措置法関係通達

3. その他

- 「国通」……国税通則法
- 「耐令」……減価償却資産の耐用年数等に関する財務省令
- 「耐通」……耐用年数の適用等に関する取扱通達

目次

理論の学習にあたって

個別問題編

ランク 標準時間 チェック欄

総則・定義

問題1	納税義務者 課税所得等の範囲……………	A	—			
問題2	事業年度……………	A	—			
問題3	納税地……………	A	—			
問題4	資本金等の額 利益積立金額（計数変動）……………	A	—			
問題5	資本金等の額 利益積立金額（自己株式の取得）……………	A	—			
問題6	資本金等の額 利益積立金額（自己株式の消却と譲渡）……………	A	—			
問題7	資本金等の額 利益積立金額（資本の払戻し）……………	A	—			
問題8	所得の帰属に関する通則……………	A	—			

所得金額の計算

問題9	各事業年度の所得の金額の計算方法（益金の額・損金の額）……………	A	—			
問題10	収益の額（基本問題）……………	A	—			
問題11	収益の額（収益の計上額）……………	A	—			
問題12	収益の額（応用問題Ⅰ）……………	B	—			
問題13	収益の額（応用問題Ⅱ）……………	B	—			
問題14	損金の額（債務確定）……………	B	—			

帰属事業年度

問題15	工事の請負に係る収益及び費用の帰属事業年度の特例……………	A	—			
------	-------------------------------	---	---	----------------------	----------------------	----------------------

配当金

問題16	受取配当等の益金不算入額……………	A	—			
問題17	配当等の額とみなす金額（自己株式の取得）……………	A	—			
問題18	配当等の額とみなす金額（資本の払戻し）……………	A	—			
問題19	外国子会社から受ける配当等の益金不算入……………	B	—			

資産

問題20	資産の評価損益……………	A	—			
問題21	棚卸資産の評価方法……………	A	—			

問題22	有価証券の期末評価及び売買目的有価証券の意義……	A	—			
問題23	有価証券の意義及び取得価額……………	A	—			
問題24	減価償却資産の意義及び取得価額……………	A	—			
問題25	少額の減価償却資産 一括償却資産 中小企業者等の特例…	A	—			
問題26	繰延資産の意義及び償却計算……………	A	—			
問題27	外貨建取引の換算、換算方法及び換算差損益の取扱い…	A	—			
問題28	デリバティブ取引に係るみなし決済……………	A	—			
問題29	短期売買商品等の譲渡損益及び算出方法……………	A	—			
問題30	短期売買商品等の期末評価、短期売買商品等の 意義及び取得価額……………	A	—			

給与

問題31	同族会社の意義 役員の意義 使用人兼務役員の意義…	A	—			
問題32	役員給与の損金不算入Ⅰ……………	A	—			
問題33	役員給与の損金不算入Ⅱ……………	B	—			
問題34	使用人給与の損金不算入 使用人賞与の損金算入時期…	A	—			

営業経費等

問題35	不正行為に係る費用の取扱い……………	A	—			
問題36	控除対象外消費税額等の取扱い……………	A	—			

圧縮記帳等

問題37	国庫補助金等に対する課税の特例……………	A	—			
問題38	保険差益金の額に対する課税の特例……………	A	—			
問題39	交換差益金の圧縮記帳……………	A	—			
問題40	収用等の場合の圧縮記帳及び特別勘定・ 収用換地等の所得の特別控除……………	A	—			
問題41	特定資産の買換えの場合の課税の特例……………	A	—			

引当金・準備金

問題42	貸倒引当金……………	A	—			
------	------------	---	---	----------------------	----------------------	----------------------

欠損金

問題43	欠損金の繰越し……………	A	—			
問題44	債務免除等があった場合の欠損金の損金算入……………	B	—			
問題45	解散があった場合の欠損金の損金算入……………	A	—			
問題46	欠損等法人の取扱い……………	A	—			
問題47	残余財産が確定した場合の欠損金の取扱い……………	B	—			

外国

問題48	移転価格税制（国外関連者との取引に係る課税の特例）…	A	—			
問題49	移転価格税制（更正の請求等、納税の猶予）……………	A	—			
問題50	過少資本税制（国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例）…	A	—			
問題51	過大支払利子税制（対象純支払利子等に係る課税の特例）…	A	—			
問題52	外国子会社合算税制 （外国関係会社に係る所得等の課税の特例）……………	A	—			

その他の所得計算

問題53	リース取引に係る所得の計算……………	B	—			
問題54	借地権等の取扱い……………	A	—			
問題55	譲渡制限付株式を対価とする費用の帰属事業年度の特例…	A	—			
問題56	新株予約権を対価とする費用の帰属事業年度の特例…	A	—			

税額計算

問題57	留保金課税（特定同族会社の特別税率）……………	A	—			
問題58	使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例……………	B	—			
問題59	外国税額控除……………	A	—			
問題60	仮装経理に基づく過大申告があった場合の取扱い……	A	—			

申告納付等

問題61	中間申告……………	A	—			
問題62	確定申告……………	A	—			
問題63	青色申告……………	A	—			
問題64	更正の請求及び修正申告 更正又は決定……………	A	—			

組織再編

問題65	合併があった場合の主な取扱い……………	B	—			
問題66	分割があった場合の主な取扱い……………	B	—			
問題67	現物出資があった場合の主な取扱い……………	B	—			
問題68	適格組織再編があった場合の欠損金等の取扱い……………	B	—			
問題69	資産等に係る調整勘定の取扱い……………	B	—			
問題70	株式交換等があった場合の主な取扱い……………	B	—			
問題71	株式分配があった場合の主な取扱い……………	B	—			

通算制度

問題72	通算制度（通算承認、事業年度、連帯納付）……………	A	—			
問題73	通算制度（通算時価評価、欠損金）……………	A	—			

問題74	通算制度（加入）	A	—			
問題75	通算制度（欠損金）	A	—			
問題76	通算制度（取りやめ等）	B	—			

グループ法人税制

問題77	グループ法人税制（寄附・受贈益・寄附修正）	A	—			
問題78	グループ法人税制（発行法人譲渡）	A	—			
問題79	完全支配関係がある法人間取引の損益の調整	A	—			
問題80	適格現物分配があった場合の主な取扱い（みなし配当事由を除く。）	A	—			
問題81	適格現物分配があった場合の主な取扱い（みなし配当事由）	A	—			

法人税の概要

問題82	一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人に対する主な取扱い	A	—			
------	---------------------------------------	---	---	----------------------	----------------------	----------------------

応用問題編

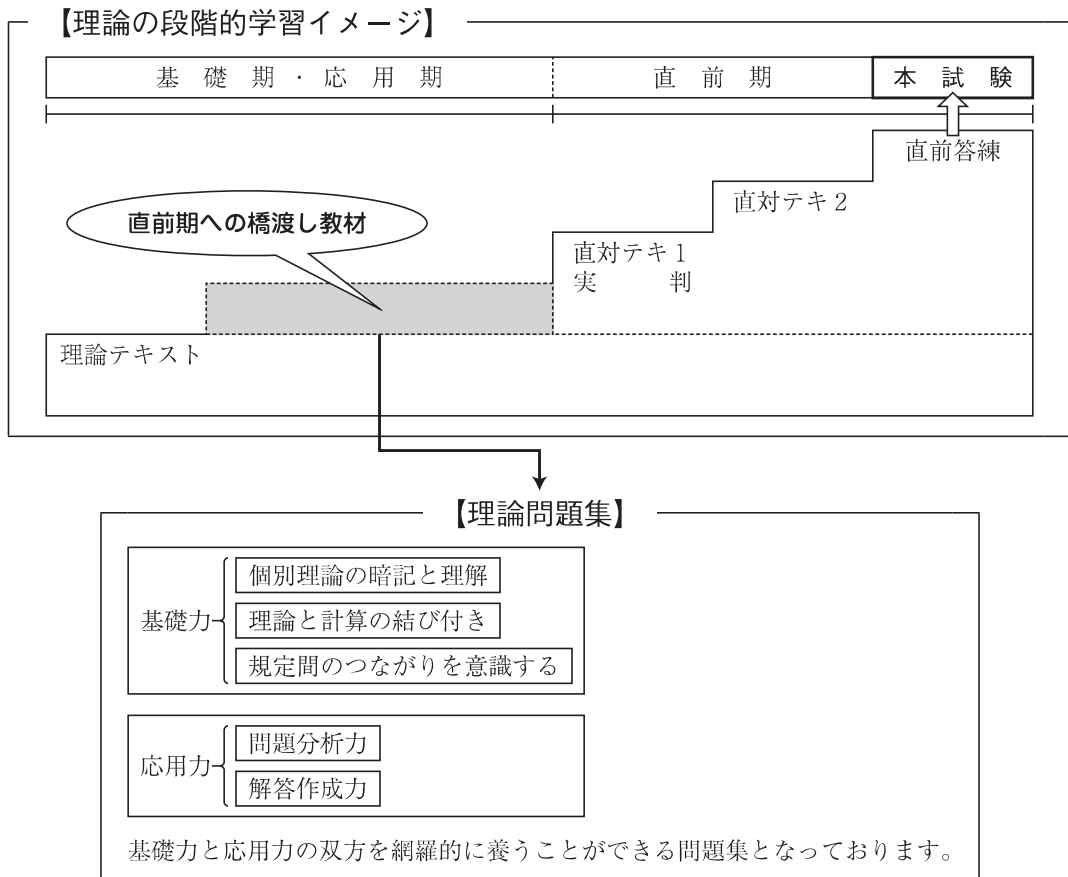
応用問題編		ランク	標準時間	チェック欄		
問題 1	法人課税信託	B	—	☐	☐	☐
問題 2	各事業年度の所得の金額の計算方法（債務確定基準）	C	—	☐	☐	☐
問題 3	みなし配当	B	—	☐	☐	☐
問題 4	外国子会社から受ける配当等の益金不算入 （損金算入対応受取配当等の額）	C	—	☐	☐	☐
問題 5	資産の評価損益	B	—	☐	☐	☐
問題 6	減価償却	B	—	☐	☐	☐
問題 7	繰延資産	B	—	☐	☐	☐
問題 8	為替予約	B	—	☐	☐	☐
問題 9	寄附金の額と繰延資産の判断	B	—	☐	☐	☐
問題10	交際費等	B	—	☐	☐	☐
問題11	隣接費用の判断	B	—	☐	☐	☐
問題12	交換差益金の圧縮記帳	B	—	☐	☐	☐
問題13	移転価格税制	B	—	☐	☐	☐
問題14	適格組織再編があった場合の欠損金等の取扱い	C	—	☐	☐	☐
問題15	特定資産譲渡等損失	C	—	☐	☐	☐
問題16	適格現物分配（みなし配当事由による場合）	B	—	☐	☐	☐
問題17	解散税制（清算会社の取扱い）	B	—	☐	☐	☐
問題18	解散税制（株主の取扱い）	B	—	☐	☐	☐

理論の学習にあたって

① 理論対策とは

理論対策として、まず、「基礎力」を継続して身に付け、さらに発展させることが基盤となります。この「基礎力」とは、「個別理論の意味（内容）を理解し、正確な暗記を行う」こと、「理論と計算を結びつける」こと及び「規定間のつながりを意識する」ことにより、アウトプットするための必須の力を指します。このインプット面での強化があってこそ、本試験の理論問題に対応することができます。

次に、応用力として「問題分析力」と「解答作成力」を身に付けることが必要となります。個別理論がすべて暗記できていたとしても、実際に問題として問われたときにどの理論を解答したら良いのか思い浮かばなければ、宝の持ち腐れになってしまいます。本試験において、そのようなことがないように、事例問題や解釈を要するような問題に対して、「どの個別理論を解答すべきか」を想定する「問題分析力」を身に付けます。また、近年の本試験では暗記した個別理論をそのまま解答することが困難な問題も出題されます。そこで、解答すべき個別理論を想定する力（「問題分析力」）と併せて、その「個別理論を合格答案に仕上げる」ための「解答作成力」を身に付けていただきます。



② 出題形式の分析～本試験の傾向と対策～

近年における本試験の出題パターンを整理すると、次の4つの『出題形式』が存在します。それぞれの出題形式に対して、今後の学習の指針（対策）を示します。

(1) 個別理論の内容を直接的に問う形式

＜第52回税理士試験 法人税法 理論問題（一部抜粋）＞

問2 先物外国為替契約等により円換算額を確定させている場合、①外貨建取引の換算、②外貨建資産等の期末換算及び③為替予約差額の配分に係るそれぞれの法人税の取扱いについて、簡潔に説明しなさい。

＜第53回税理士試験 法人税法 理論問題（一部抜粋）＞

問2 収益及び費用の帰属事業年度の特例として法人税法上に規定されている2つの制度について、その内容を簡潔に説明しなさい。

＜第65回税理士試験 法人税法 理論問題（一部抜粋）＞

問1 【資料】の1及び2に基づき、次の(1)及び(2)の問いに答えなさい。

(注) 解答は答案用紙の指定された枠内に記載すること。

(1) 法人税法における使用人兼務役員の意義を簡潔に述べなさい。

＜第65回税理士試験 法人税法 理論問題（一部抜粋）＞

(使用人兼務役員の意義)

～対策～

上記のような形式の問題においては、個別理論の内容をそのまま問われているため、個別理論の理解と暗記及び覚えた理論を忘れないようにするための日々の確認が対策となります。

暗記することができていれば必ず得点することができるものの、暗記することができていない場合には対応することができない形式になります。

(2) **立場別に規定の適用関係を問う形式**（2社以上における取引の適用関係が問われる。）

＜第62回税理士試験 法人税法 理論問題（一部抜粋）＞

問2 P社は米国において電子部品の製造業を営み、米国の証券取引所に上場された外国法人である。この度、日本における事業拡大のため、V県W市で電子部品の製造販売業を営んでいる100%子会社である内国法人のQ株式会社（以下「Q社」という。）を合併法人とし、X県Y市で電子回路を製造している内国法人のR株式会社（以下「R社」という。）を被合併法人とする合併を実施し、R社の100%親会社である内国法人のS株式会社（P社との出資関係はない。以下「S社」という。）に対して合併の対価としてP社株式を交付することとした。

以上の事実関係の下で、次の問いに答えなさい。

- (1) Q社とR社との合併が適格合併に該当するための要件について、合併対価に関する要件と合併当事者間の要件とに分けて、簡潔に説明しなさい。
- (2) Q社とR社との合併が適格合併に該当する場合におけるQ社、R社及びS社の課税関係について、簡潔に説明しなさい。

＜第62回税理士試験 法人税法 理論問題（一部抜粋）＞

問2(1)

(合併対価に関する要件)
(合併当事者間の要件)

問2(2)

(Q社の課税関係)
(R社の課税関係)
(S社の課税関係)

～対策～

複数の法人の課税関係が同時に問われるため、個別規定の理解及び規定間のつながりを意識することが対策となります。

この場合の規定間のつながりとは、一つの取引に対して、両社の立場で規定を理解及び暗記することを指します。理論暗記は大変な作業ですが、このように両社の立場を意識することにより、規定間のつながりを把握することができます。

(3) 仕訳を併せて問う形式

＜第61回税理士試験 法人税法 理論問題（一部抜粋）＞

問1 内国法人であるA社（3月末決算）は、貸金業を営む100%子会社である内国法人のB社（3月末決算）が多額の不良債権を抱えて業績不振に陥っていることから、当面の資金繰りを支援するため、平成24年1月25日に、B社が保有しているX社に対する金銭債権をその帳簿価額である100,000,000円で買い取った（当該金銭債権の時価は10,000,000円とする。）。

なお、A社は、個人株主によってその発行済株式の全部を保有されている法人であり、B社から買い取った金銭債権を同年3月末までに売却又は貸倒処理することなく、そのまま保有している。

この場合のA社及びB社の当期（平成23年4月1日から平成24年3月31日までの事業年度をいう。）における税務上の処理はどのようなになるか。その法的な理由・考え方を、仕訳を示しながら簡潔に説明しなさい。

＜第61回税理士試験 法人税法 理論問題（一部抜粋）＞

（A社の仕訳）

借 方		貸 方	
項 目	金 額	項 目	金 額

（B社の仕訳）

借 方		貸 方	
項 目	金 額	項 目	金 額

（法的な理由・考え方）

～対策～

理論を暗記するだけでなく、計算の知識と結びつけることが対策となります。

そのためには、理論を暗記する際に、計算でどのような処理になっていたか、またその逆に計算問題を解答する際に、理論でどのように表現されていたかを、その都度確認（思い出し）をすることにより理論と計算の結びつきが強化されます。

(4) 場合分けをして適用される規定を問う形式（前提が複数想定される問題。）

＜第60回税理士試験 法人税法 理論問題（一部抜粋）＞

問1 宅地建物取引業を営むA社は、B社からレジャー産業経営用地を購入したいとの申込みがあったため、土地（山林）の買収を行った上で、平成22年12月15日にB社との間で次の内容の契約を締結した。

〔契約の内容〕

- ① A社は、一団の土地を構成する200筆の土地500,000㎡をB社に売り渡す。
- ② B社は、平成23年2月25日までに売買代金250,000,000円の全額をA社に支払う。

A社は、平成23年1月25日にB社から100筆の土地350,000㎡の代金として175,000,000円の支払を受けた。その後、同年2月25日になってもB社から残代金75,000,000円の支払がなかったため、その催告をしたが、同年3月31日現在、B社からの支払はない。

A社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間の事業年度の決算に当たり、本件土地の譲渡に係る収益の額及び原価の額について、税務上どのような処理が考えられるか。考えられる処理案を挙げ、それぞれの処理方法とその前提となる事実関係を示すとともに、その処理方法の法的な理由・考え方を説明しなさい。

＜第60回税理士試験 法人税法 理論問題（一部抜粋）＞

・処理案1

(処理方法)
(事実関係)
(法的な理由・考え方)

・ 処理案 2

(処理方法)
(事実関係)
(法的な理由・考え方)

・ 処理案 3

(処理方法)
(事実関係)
(法的な理由・考え方)

～対策～

上記のような問題の形式においては、規定が適用される前提を想定する必要があることから、個別理論の高い理解力が求められます。しかし、個別理論を暗記する際に、様々な前提を想定すること自体が困難な作業になるかと思います。

したがって、今後このタイプの応用的な問題にあたりながら、個別理論の理解を深めていくことが対策となります。

(5) まとめ

上記の出題形式と対策を参考にいただきつつ、個別理論の暗記の際には、字面だけの暗記に陥ることがないように、**立場、時点、事由（適用要件）、金額、結論**といった要素をしっかりと把握しながら学習に臨むようにしましょう。

③ 解答作成の指針

次に問題に応じた代表的な解答方法を挙げます。解答用紙や出題のされ方によって変化はするものの、まずは基本的な解答方法を身に付けることを目標としましょう。

(1) 一問一答型

＜第65回税理士試験 法人税法 理論問題（一部抜粋）＞

（使用人兼務役員の意義）
役員のうち、部長、課長その他法人の使用人としての職制上の地位を有し、かつ、常時使用人としての職務に従事するものをいう。なお、社長、理事長その他一定の者を除く。

主に個別理論の内容を直接的に問う形式に対応した解答方法となります。解答にあたっては、問題及び解答用紙の指示どおりに解答を作成することに留意するだけになります。

(2) 規定列挙型

＜第61回税理士試験 法人税法 理論問題（一部抜粋）＞

（法的な理由・考え方）

〔2〕 A社における税務上の処理
(1) 寄附金の損金不算入
(2) 寄附修正事由
〔3〕 B社における税務上の処理
(1) 受贈益の益金不算入
(2) 完全支配関係がある法人間取引の損益の調整
(3) 譲渡損益調整資産

主に立場別に規定の適用関係を問う形式など、規定間のつながりが関わる場合（一例として、みなし配当取引やグループ法人税制などが本試験で問われております。）に対応した解答方法になります。一つの取引から複数の規定が解答として挙がる問題の解答に適しています。

(3) 規定解釈型

＜第59回税理士試験 法人税法 理論問題（一部抜粋）＞

〔1〕 結 論
見積工事費の額1億円は、当期の損金の額に算入される。
〔2〕 根拠法令等
内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上その事業年度の損金の額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、次の額とする。
(1) その事業年度の収益に係る売上原価、完成工事原価その他これらに準ずる原価の額
(2) (1)のほか、その事業年度の販売費、一般管理費その他の費用（償却費以外の費用でその事業年度終了の日までに債務の確定しないものを除く。）の額
(3) その事業年度の損失の額で資本等取引以外のもの
〔3〕 説 明
法人税法上、売上原価となるものについては、その事業年度の収益に係るものが、損金の額に算入すべき金額とされ、債務の確定が直接要求されているものではない。
本問の事例にあてはめて考えると、A社は土地の販売に関してその工事費用の支出をせざるを得ない立場に置かれていたこと等からも、その費用の発生に至った事実関係の下では、当該見積費用の額は売上原価に該当するものと考えられる。
したがって、当該見積工事費用については当期の損金の額に算入される。

主に法人税法第22条に係る解釈及び帰属時期や隣接費用の判断などが問われる問題に対応した解答方法になります。一つの取引から結論に至る判断が問われる問題の解答に適しています。この解答の場合、結論に至る解釈が解答の骨子となることから(イ)結論（取扱い）、(ロ)根拠法令及び(ハ)説明（問題の取引と法令のあてはめ）を解答として挙げることが望ましくなります。

なお、近年の税理士試験においては用紙が指定されており、上記の解答を行う上では十分な解答スペースや時間が確保できない可能性があります。いくつかのパターンを知っておくことで、柔軟に解答を作成しなければなりません。

＜パターン1＞

結論→根拠法令等→説明（本問の事例のあてはめ）

この形式は、思考のプロセス（問題を解答する思考の順番）を示したものです。そして、ロジックの組み立てられた洗練された解答の作成が可能となります。解答スペースと時間を十分に確保できる場合に適した形式です。

＜パターン2＞

説明（本問の事例のあてはめ）

この形式は、解答スペースと時間を十分に確保することができないときに、根拠法令等を割愛する方法になります。なお、説明部分においては問題の事実関係を法令にあてはめて解答しますので、正確な理論の暗記と理解が必要になります。

④ 益金の額

法人税法に規定する益金の額については、その体系が複雑化していることから、どこまで解答として挙げればよいかの判断が難しいため、ここでは、問いかけに応じて何を解答すべきか、その解答範囲を導き出すためのアプローチを紹介します。

(1) 解答作成の指針（一問一答型、規定列挙型）

① 基本指針

資産の販売等を行った場合において「益金の額」について説明を求められたときは、問題 2－1〔3〕、2－2〔1〕、2－2〔2〕が解答範囲に挙がることとなりますが、問題指示により限定的に説明を求められた場合は、それぞれ該当する問題番号の根拠規定のみ解答範囲に挙げましょう。

	根拠規定	問題番号	条文番号
益 金 の 額	意 義	2－1〔3〕	法22②
	収益の計上時期	2－2〔1〕	法22の2①②③
	収益の計上額	2－2〔2〕	法22の2④⑤

したがって、「益金の額の意義」、「収益の計上時期」、「収益の計上額」について説明を求められたときは上記に従って解答範囲を絞ることとなります。

② 条文番号により解答範囲が限定される場合

「益金の額」を問う出題については、指示により解答範囲を明確に限定することが難しく、条文番号により明確に限定する可能性があることから、条文番号についても把握していただきたいです。

【具体例】

例えば、「法人税法第22条に規定する益金の額について、その内容を簡潔に説明しなさい。」といった問いかけであれば、法人税法第22条の2に掲げる内容にまで解答範囲を拡げる必要はなく、問題 2－1〔3〕を解答に挙げれば十分となります。

③ 収益の計上時期の場合

資産の販売等を行った場合において「収益の計上時期」について説明を求められたときは、問題 2－2〔1〕(1)、(2)①、(2)②が解答範囲に挙がることとなりますが、問題指示により限定的に説明を求められた場合は、それぞれ該当する問題番号の根拠規定のみ解答範囲に挙げましょう。

なお、問題指示により限定的に説明を求められた場合における読み取りのポイントは下記のとおりとなります。

(イ) 原則

読み取りのポイント	解答範囲
原則的な収益の計上時期が問われた場合	➡ 2－2〔1〕(1)

(ロ) 確定した決算において収益経理した場合

読み取りのポイント	解答範囲
引渡し等の日に近接する日の属する事業年度の確定した決算において収益経理をしている	➡ 2－2〔1〕(2)①

(ハ) 申告調整を行った場合

読み取りのポイント	解答範囲
近接する日の属する事業年度の確定申告書において申告調整を行っている	➡ 2－2〔1〕(2)①、 (2)②

(注) 引渡し等の日又は近接する日の属する事業年度の確定した決算において収益経理をしていない場合を前提とする。

④ 収益の計上額の場合

資産の販売等を行った場合において「収益の計上額」について説明を求められたときは、問題 2－2〔2〕(1)、(2)が解答範囲に挙がることとなります。

(2) 解答作成の指針（規定解釈型）

① 概 要

事例形式の問題が出題された場合には、その問題で設定された題意（論点）に沿って解答することが必要です。したがって、事例形式において主な論点となる「収益の計上時期」及び「収益の計上額」について優先的に解答することとなります（「意義」について積極的に触れる必要はありません。）。

② 通常の場合

(イ) 具体例

製造業を営む内国法人である甲社は、当期の3月に取引先に対して1個当たり1,500円（製造原価は1個当たり1,000円）の製品を2,000個販売する契約により、その全部を取引先の担当者の検品を受けて納品している。なお、甲社は収益の認識時期について、検収基準を採用しており、売上金額は掛売上であることから翌期の5月に回収されることとなっている。

この場合において、甲社が取引先に販売した当該製品の販売に係る収益の額が法人税法上、当期の益金の額に算入されるか簡潔に説明しなさい。

(ロ) 解 答

- | | |
|---|---|
| ① | 法人税法上、 <u>資産の販売等による収益の額は、その目的物の引渡しの日</u> の属する事業年度の <u>益金の額に算入される。</u> |
| ② | 本問の事例にあてはめて考えると、 <u>甲社は継続して検収基準を採用し、每期収益計上を行っており、取引先において当期中に検収済みであるため、当期に引渡しがあったと考えられる。</u> |
| ③ | したがって、甲社が販売した製品の <u>売上金額3,000,000円（1,500円×2,000個）は当期の益金の額に算入される。</u> |

(ハ) ポイント

① 結論に至る直接的な判断根拠を簡潔に述べる

設問の取引に対応する収益の計上時期についての考え方を明らかにする。

② 本問にあてはめて説明する

①を受けて、設問の状況がその考え方にあてはまるかどうか、結論に至るまでの過程を説明する。

③ 結論をまとめる

本問の問いかけ「当期の益金の額に算入されるか」に対する結論を述べる。

③ 対価の額が合意されていない場合

(イ) 具体例

家具の卸売業を営む甲社（3月末決算の内国普通法人である。）は、当期において得意先へ商品を販売したが、当該商品の一部について輸送中に荷崩れがあった。甲社は商品の引取りを打診すると、得意先から非常に軽微な損傷であるため当該商品を引取る旨の連絡を受け、それと同時に販売価格について減額の申出を受けた。そのため甲社は商品をそのまま納品しているが、当該販売価格につき当期末現在も協議中であり、確定には至っていない。なお、甲社は当該商品の販売に係る収益の額について、適正額として3,000,000円と見積もっている。

この場合において、甲社が得意先に販売した当該商品の販売に係る収益の額が法人税法上、当期の益金の額に算入されるか簡潔に説明しなさい。

(ロ) 解 答

法人税法上、資産の販売等による収益の額は、その目的物の引渡しの日属する事業年度の益金の額に算入される。この場合における収益の計上額は、その販売をした資産の引渡しの際における価額とする。

本問の事例にあてはめて考えると、甲社は当該商品を得意先に対して当期中に引渡し済みであるが、販売価格につき当期末現在も協議中であり、その事業年度終了の日までにその対価の額が合意されていないため、同日の現況により引渡しの際における価額を適正に見積もることとなる。

したがって、適正に見積もった金額3,000,000円が当期の益金の額に算入される。

(ハ) ポイント

本問は、引渡し済の商品について「当該販売価格につき当期末現在も協議中であり、確定には至っていない。なお、甲社は当該商品の販売に係る収益の額について、適正額として3,000,000円と見積もっている。」という問題の前提があることから、その題意に沿って、対価の額が合意されていない場合の取扱い（上記解答 波線部）についても述べることとなる。

④ 確定した決算において収益経理した場合

(イ) 具体例

製造業を営む甲社（３月末決算の内国普通法人である。）は、当期（X1年４月１日～X2年３月31日）において資金調達を目的に所有するA土地を内国法人乙社（甲社との間に完全支配関係は有していない。）に対し譲渡する契約を締結し、その契約の効力発生日（X2年３月19日）に適正額である20,000,000円を収益として計上した。その後、甲社は、翌期の４月においてA土地を乙社に譲渡している。なお、甲社は契約の効力発生日において収益計上を行っている。

この場合において、甲社が乙社に譲渡したA土地の譲渡に係る収益の額が法人税法上、当期の益金の額に算入されるか簡潔に説明しなさい。

(ロ) 解 答

法人税法上、資産の販売等による収益の額は、引渡し等の日に近接する日の属する事業年度の確定した決算において収益として経理した場合には、その事業年度の益金の額に算入される。

本問の事例にあてはめて考えると、契約の効力発生日（X2年３月19日）は引渡しの日に近接する日に該当し、甲社はその契約の効力発生日において収益計上を行っている。

したがって、適正額である20,000,000円が当期の益金の額に算入される。

(ハ) ポイント

本問は、「その契約の効力発生日（X2年３月19日）に適正額である20,000,000円を収益として計上した。」という問題の前提があることから、その題意は、確定した決算において収益経理した場合の取扱いについて求めていることが想定される。

この場合、結論に至る直接的な判断根拠及び本問にあてはめて説明する際は、上記解答 **波線部** のように、収益経理した場合の取扱いの根拠規定を基礎とした解答をすることとなる。

⑤ 対価の額に係る金銭債権の貸倒れ又は資産の買戻しがある場合

(イ) 具体例

製造業を営む内国法人である甲社は、当期の3月に取引先に対して1個当たり1,500円（製造原価は1個当たり1,000円）の製品を2,000個販売する契約により、その全部を取引先の担当者の検品を受けて納品している。なお、甲社は収益の認識時期について、検収基準を採用しており、売上金額は掛売上であることから翌期の5月に回収されることとなっている。また、甲社は、その売上金額から貸倒れの見積額300,000円を控除している。

この場合において、甲社が取引先に販売した当該製品の販売に係る収益の額が法人税法上、当期の益金の額に算入されるか簡潔に説明しなさい。

(ロ) 解答

法人税法上、資産の販売等による収益の額は、その目的物の引渡しの日属する事業年度の益金の額に算入される。なお、この場合における収益の計上額は、その販売をした資産の引渡しの際における価額で、対価の額に係る金銭債権の貸倒れの可能性がないものとした場合における価額とする。

本問の事例にあてはめて考えると、甲社は継続して検収基準を採用し、毎期収益計上を行っており、取引先において当期中に検収済みであるため、当期に引渡しがあったと考えられる。また、売上金額から貸倒れの見積額300,000円を控除しているが、引渡しの際における価額は貸倒れの可能性がないものとした場合における価額3,000,000円（1,500円×2,000個）となる。

したがって、売上金額3,000,000円が当期の益金の額に算入される。

(ハ) ポイント

本問は、「その売上金額から貸倒れの見積額300,000円を控除している。」という問題の前提があることから、その題意は、対価の額に係る金銭債権の貸倒れ又は資産の買戻しの可能性がある場合の取扱いについて求めていることが想定される。

この場合、通常の場合の解答を基礎に上記解答 波線部 の解答を追加することとなる。

⑤ 繰延資産

P. 9の規定解釈型における隣接費用の判断として、繰延資産を例に解答作成の指針を掲載します。
これは、交際費、寄附金、繰延資産などの隣接費用の判断に適した解答方法となります。

(1) 具体例

内国法人乙社はC市が着工している橋（耐用年数45年）の設置費用をC市の要請により一部負担することとなったため、C市に対し当期において寄附金として金銭を支出している（以下「負担金」という。）。

橋が完成することにより交通の便の向上が見込まれるため、乙社において著しく便益を受けることは明らかである。なお、乙社が専用的に使用するものではなく、多くの近隣住民も使用する。

この場合における乙社が支出した負担金が繰延資産に該当するか否か、理由を付して簡潔に説明しなさい。

(2) 解 答

法人税法上、法人が支出する費用のうち支出の効果がその支出日以後1年以上に及ぶもので一定のものは、繰延資産に該当することとなる。

本問の事例に当てはめて考えると、橋の耐用年数は45年であることから、支出の効果がその支出日以後1年以上に及ぶものと考えられ、かつ、その橋を設置することにより乙社において著しく便益を受けることになることから、自己が便益を受ける公共的施設又は共同的施設の設置又は改良のために支出する費用に該当する。

したがって、当該負担金は繰延資産に該当する。

(3) ポイント

P.12と同様に、設問の取引内容から、具体的に繰延資産の例示に当てはまるか否かを簡潔に解答する。

個別問題編

問題16

受取配当等の益金不算入額

ランク 標準時間
A -

受取配当等の益金不算入の対象となる配当等の額を収受した場合には、その保有する株式に応じて益金不算入額を算出する構造となっているが、その取扱いについて、株式の区分及び益金不算入額を答えなさい。

〔解 答 欄〕

	株式の区分	益金不算入額
(1)		
(2)		
(3)		
(4)		

解 答 P.172

問題22**有価証券の期末評価及び売買目的有価証券の意義**ランク 標準時間
A -**問 1**

法人税法における売買目的有価証券の意義を簡潔に答えなさい。

問 2

内国法人である当社は、短期売買目的で上場会社の株式を保有している。当社はこの株式について、期末まで保有しており、期末時における価額は取得価額を大きく上回っている状態である。この場合における当期の当社の所得計算上の影響について、根拠法令を答えなさい。なお、当社の翌期の所得金額への影響についてもあわせて解答すること。

問 3

法人税法上、有価証券の期末評価方法は時価法と原価法があるが、次のそれぞれの有価証券について、いずれの期末評価方法が適用されるか答えるとともに、その評価方法について簡潔に説明しなさい。

- (1) 長期的な投資目的で取得した株式
- (2) 専担者が短期売買目的で取得した株式

解 答 P.178

問 1

法人税法上の有価証券となる具体的な例示を次の区分から 1 つずつ挙げなさい。

- (1) 金融商品取引法に規定する有価証券
- (2) 金融商品取引法に規定する有価証券に表示されるべき権利

問 2

内国法人である当社は、当期において次のそれぞれの取引を行っている。

それぞれの場合における、有価証券の取得価額について、取得時の仕訳及び有価証券の取得価額に関する根拠法令を答えなさい。仕訳がない場合には、借方項目欄に仕訳なしと解答すること。

- (1) 当社は内国法人 A 社の発行する株式を市場取引により 1,250,000 円で購入した。その際に購入手数料として 6,000 円を支払っている。
- (2) 当社は以前より内国法人 B 社の普通株式 500 株（帳簿価額 5,000,000 円）を保有している。当期において B 社は自社株の株価を下げて市場の流通性を高める目的から株式分割を行い、これに伴い当社は B 社の株式 500 株の交付を受けている。
- (3) 当社は内国法人 C 社の増資に伴い、20,000,000 円を金銭により払込みをしている。
- (4) 当社は、内国法人 D 社の新株の発行にあたり、第三者割当により 500 株（1 株 300 円）を引受け、150,000 円を現金で払込み取得価額として資産計上した。なお、当該新株の払込期日における 1 株あたりの価額は 500 円である。

〔解 答 欄〕

問 2

(1)

借 方		貸 方	
項 目	金 額	項 目	金 額

(2)

借 方		貸 方	
項 目	金 額	項 目	金 額

(3)

借 方		貸 方	
項 目	金 額	項 目	金 額

(4)

借 方		貸 方	
項 目	金 額	項 目	金 額

個別解答編

〔設問 2〕

(1) 益金の額に算入される金額

577,500,000円

(2) 損金の額に算入される金額

420,000,000円

内国法人が、長期大規模工事の請負をしたときは、その着工事業年度からその目的物の引渡事業年度の前事業年度までの各事業年度の所得の金額の計算上、その収益の額及び費用の額のうち、工事進行基準の方法により計算した金額を、益金の額及び損金の額に算入する。

解説

(単位：円)

問 3

(益金の額に算入される金額)

$$1,100,000,000 \times \frac{420,000,000}{800,000,000} = 577,500,000$$

(損金の額に算入される金額)

$$800,000,000 \times \frac{420,000,000}{800,000,000} = 420,000,000$$

問題16

解答

株式の区分		益金不算入額
(1)	完全子法人株式等	配当等の額（全額）
(2)	関連法人株式等	配当等の額からその配当等の額に係る利子等の額を控除した金額
(3)	完全子法人株式等、関連法人株式等及び非支配目的株式等のいずれにも該当しない株式等（その他の株式等）	配当等の額の50%相当額
(4)	非支配目的株式等	配当等の額の20%相当額

問題22

解答

問 1

短期的な価格の変動を利用して利益を得る目的で取得した有価証券として次のものをいう。
(1) 専担者が短期売買目的でその取得の取引を行ったもの
(2) その取得日において短期売買目的で取得した旨を帳簿書類に記載したもの
(3) その他一定のもの

問 2

(1) 発生事業年度
内国法人が事業年度終了の時ににおいて売買目的有価証券を有する場合には、その売買目的有価証券に係る評価益（①－②）又は評価損（②－①）は、資産の評価益の益金不算入又は評価損の損金不算入の規定にかかわらず、その事業年度の益金の額又は損金の額に算入する。
① 時価評価金額
② 期末帳簿価額
(2) 翌事業年度
内国法人が(1)の規定により益金の額又は損金の額に算入した金額に相当する金額は、その事業年度の翌事業年度の損金の額又は益金の額に算入する。

問 3

(1)

売買目的有価証券に該当しないため原価法により評価する。
原価法とは、期末保有有価証券について、期末帳簿価額（償還有価証券については、当期末調整前帳簿価額にその事業年度の調整差損益相当額を加減算した金額）をその有価証券の期末評価額とする方法をいう。

(2)

売買目的有価証券に該当するため時価法により評価する。
時価法とは、期末保有有価証券を銘柄の異なるごとに区別し、銘柄の同じものについて、期末時における価額をもってその有価証券の期末評価額とする方法をいう。

問題23

解答

問 1

- (1) 金融商品取引法に規定する有価証券

国債証券

別解 地方債証券、社債券、株券、受益証券、新株予約権証券

- (2) 金融商品取引法に規定する有価証券に表示されるべき権利

株券の発行がない株式

別解 新株予約権証券の発行がない新株予約権

問 2

- (1)

借 方		貸 方	
項 目	金 額	項 目	金 額
A 社 株 式	1,256,000	現 金 預 金	1,256,000
購入した場合の有価証券の取得価額は、購入代価（購入費用の額を加算した金額）とする。			

- (2)

借 方		貸 方	
項 目	金 額	項 目	金 額
仕 訳 な し			
株式等無償交付の場合の有価証券の取得価額は、零とする。			

- (3)

借 方		貸 方	
項 目	金 額	項 目	金 額
C 社 株 式	20,000,000	現 金 預 金	20,000,000
払込み等により取得した場合の有価証券の取得価額は、払込金額及び給付資産の価額の合計額（取得費用の額を加算した金額）とする。			

(4)

借 方		貸 方	
項 目	金 額	項 目	金 額
D 社 株 式	250,000	現 金 預 金	150,000
		受 贈 益	100,000
有利な価額で払込み等により取得した場合（株主等として取得したものを除く。）の有価証券の取得価額は、取得時における取得のために通常要する価額とする。			

解説

問 2

- (1) 「株式を市場取引により1,250,000円で購入」とあることから、購入した場合に該当する。
- (2) 「株式分割を行い」とあることから、株式等無償交付の場合に該当する。
- (3) 「増資に伴い、20,000,000円を金銭により払込み」とあることから、払込み等により取得した場合に該当する。
- (4) 「新株の発行にあたり、第三者割当により500株（1株300円）を引受け」「払込期日における1株あたりの価額は500円である。」とあることから、有利な価額で払込み等により取得した場合（株主等として取得したものを除く。）に該当する。